

平成 30 年組合議会 2 月定例会 （平成30年 2 月16日）

上 尾 桶 川 伊 奈 衛 生 組 合 議 会 会 議 録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

平成30年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

2月16日（金）	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○組合議員及び執行部の自己紹介	6
	○議席の変更	8
	○議席の指定	9
	○副議長の選挙	10
	○会議録署名議員の指名	10
	○会期の決定	11
	○議事日程の報告	11
	○諸報告	11
	○行政報告	11
	○提出議案の報告及び上程	12
	○提出議案の説明	13
	○提出議案に対する質疑、討論、採決	28
	○議員派遣の件	33
	○管理者の挨拶	34

○閉会の宣告.....	34
-------------	----

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第 1 号

平成 3 0 年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会 2 月定例会を次のとおり招集する。

平成 3 0 年 2 月 9 日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小 野 克 典

- 1 日 時 平成 3 0 年 2 月 1 6 日（金） 午前 1 0 時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	岡 安 政 彦 議員	2 番	戸 口 佐 一 議員
4 番	大 室 尚 議員	5 番	佐 藤 正 廣 議員
6 番	前 島 る り 議員	7 番	新 島 光 明 議員
8 番	新 井 金 作 議員	9 番	糸 井 政 樹 議員
10 番	青 木 久 男 議員	11 番	仲 又 清 美 議員
12 番	池 野 耕 司 議員		

不応招議員（1名）

3 番	齋 藤 照 夫 議員
-----	------------

2 月 定 例 会

第 1 日

平成30年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会 第1日

平成30年2月16日（金曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 議席の変更

第4 議席の指定

第5 副議長の選挙

第6 会議録署名議員の指名

第7 会期の決定

第8 諸 報 告

第9 行政報告

第10 提出議案の報告及び上程

第11 提出議案の説明

第12 提出議案に対する質疑

第13 討 論

第14 採 決

第15 議員派遣の件

第16 閉 会

○出席議員（11名）

1 番	岡	安	政	彦	議員
2 番	戸	口	佐	一	議員
4 番	大	室		尚	議員
5 番	佐	藤	正	廣	議員
6 番	前	島	る	り	議員
7 番	新	島	光	明	議員
8 番	新	井	金	作	議員
9 番	糸	井	政	樹	議員
10 番	青	木	久	男	議員
11 番	仲	又	清	美	議員
12 番	池	野	耕	司	議員

○欠席議員（1名）

3 番	齋	藤	照	夫	議員
-----	---	---	---	---	----

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	小	野	克	典	君
副 管 理 者	畠	山		稔	君
会 計 管 理 者	白	根		勉	君
組 合 事 務 局 長	知	久	行	洋	君
組 合 事 務 局 次 長	稲	垣	達	也	君
組 合 事 務 局 主 幹	大	野		優	君
参 与	磯	越	雄	高	君
参 与	川	邊	吉	展	君
参 与	渋谷	鉄	二	君	
参 与	石	島		努	君
参 与	天	沼	貞	良	君
参 与	久	木		正	君

○職務のため議場に参加した人

書記長 矢嶋 久 司 君

書記 岡野 隆 史 君

午前10時05分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（新井金作議員） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、3月定例会を間近に控え、何かと御多用のところ、御健勝にて本定例会に御参集を賜り、誠にありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△組合議員及び執行部の自己紹介

○議長（新井金作議員） 議事に先立ちまして、議員の皆様方を初め、執行部の方々にはお互いに初対面の方もいらっしゃると思いますので、順次自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、岡安議員のほうから順に自席にてお立ちの上、お願いいたします。

○1番（岡安政彦議員） 皆さん、こんにちは。

桶川からまいりました岡安政彦と申します。何人か知らない方もいらっしゃいますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（戸口佐一議員） おはようございます。

上尾から来ました戸口佐一といいます。よろしくお願いします。

○4番（大室 尚議員） おはようございます。

上尾市議会の大室尚と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○5番（佐藤正廣議員） おはようございます。

桶川市議会議員の佐藤正廣でございます。よろしくお願いいたします。

○6番（前島るり議員） おはようございます。

上尾市議会の前島でございます。初めての衛生組合でございます。御指導よろしくお願い申し上げます。

○9番（糸井政樹議員） おはようございます。

前回に引き続き、衛生でお世話になります。桶川市の糸井政樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（新島光明議員） おはようございます。

桶川市議会の新島と申します。初めてでございます。よろしくお願いします。

○10番（青木久男議員） おはようございます。

伊奈町議の青木でございます。前回に引き続いての議員でございます。よろしくお願いいたします。

○11番（仲又清美議員） おはようございます。

桶川市議会の仲又清美です。再びの議会になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○12番（池野耕司議員） おはようございます。

ことし4月から上尾、桶川、伊奈衛生組合の議員となりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新井金作議員） 改めまして、おはようございます。

昨年に引き続き、上尾市議会から来ております新井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、先般、上尾市におきまして市長選挙が行われ、去る12月17日付で新たに畠山稔市長が副管理者に就任しましたので、御紹介申し上げます。

畠山稔副管理者。

〔副管理者 畠山 稔君 登壇〕

○副管理者（畠山 稔君） どうも皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

日ごろ議員の皆様には、広く衛生行政を推進するための特段の御尽力をいただいておりますこと、心から敬意を表する次第でございます。私も当組合の副管理者に就任し、極めて重要である仕事をさせていただくことになりました。当組合のよりよい運営が図られるよう、管理者を補佐し、議員の皆様と一体となって衛生行政を円滑に推進できるよう進めてまいりますので、皆様の絶大なる御指導、御鞭撻を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げ、就任の御挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（新井金作議員） 続きまして、執行部及び事務局の自己紹介を、小野管理者から自席にて順次お願いいたします。

○管理者（小野克典君） おはようございます。

管理者を務めております桶川市長の小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副管理者（畠山 稔君） 副管理者の畠山です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（白根 勉君） おはようございます。

桶川市会計管理者の白根勉と申します。よろしくお願いいたします。

○参与（磯越雄高君） おはようございます。

上尾市の環境経済部長の磯越でございます。よろしくお願いします。

○参与（川邊吉展君） おはようございます。

桶川市市民生活部長の川邊です。参与となっていますので、よろしくお願いいたします。

○参与（渋谷鉄二君） おはようございます。

参与の伊奈町くらし産業統括監の渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

○参与（石島 努君） おはようございます。

参与の上尾市生活環境課長、石島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○参与（天沼貞良君） おはようございます。

桶川市環境課長の天沼です。参与としてお世話になります。よろしくお願いいたします。

○参与（久木 正君） おはようございます。

参与の伊奈町環境対策課長の久木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○組合事務局長（知久行洋君） おはようございます。

衛生組合事務局長を仰せつかっております知久行洋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○組合事務局次長（稲垣達也君） おはようございます。

衛生組合の次長兼総務担当主幹を仰せつかっております稲垣達也と申します。よろしくお願いいたします。

○書記長（矢嶋久司君） おはようございます。

書記長を仰せつかりました上尾市の議会事務局長の矢嶋久司と申します。よろしくお願いいたします。

○組合事務局主幹（大野 優君） おはようございます。

衛生組合業務担当主幹を仰せつかっております大野と申します。よろしくお願いします。

○書記（岡野隆史君） おはようございます。

書記を仰せつかっております上尾市の議会事務局の岡野と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（新井金作議員） 以上で自己紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

△議席の変更

○議長（新井金作議員） これより議事に入ります。

初めに、議席の一部変更の件を議題といたします。

今回当選された新議員の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

7番、糸井政樹議員を9番へ変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいまのとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井金作議員） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部を変更することに決定しました。

○議長（新井金作議員） 暫時休憩いたします。議席での休憩をお願いいたします。

（午前10時12分）

○議長（新井金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時13分）

△議席の指定

○議長（新井金作議員） 次に、議席の指定を行います。

このたび当選された議員の議席番号については、会議規則第4条第2項の規定にて、議長より指定いたします。

岡安政彦議員を1番に、戸口佐一議員を2番に、大室尚議員を4番に、佐藤正廣議員を5番に、前島るり議員を6番に、新島光明議員を7番に、仲又清美議員を11番に、池野耕司議員を12番に指定いたします。

○議長（新井金作議員） 暫時休憩いたします。議席での休憩をお願いいたします。

（午前10時14分）

○議長（新井金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

△副議長の選挙

○議長（新井金作議員） 次に、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井金作議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井金作議員） 御異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

副議長に、11番、仲又清美議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました仲又清美議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井金作議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました仲又清美議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました仲又清美議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました仲又清美議員の承諾の挨拶をお願いいたします。

〔11番 仲又清美議員 登壇〕

○11番（仲又清美議員） 皆様、おはようございます。

ただいま皆様より御推挙いただきました桶川市議会議員、仲又清美と申します。副議長という大任を拝しましたが、皆様のお力をおかりして、新井議長のもと、最後まで全うできるように精進してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

△会議録署名議員の指名

○議長（新井金作議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

4 番 大 室 尚 議員

1 2 番 池 野 耕 司 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（新井金作議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井金作議員） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（新井金作議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（新井金作議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△行政報告

○議長（新井金作議員） 次に、行政報告のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成30年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会 2 月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年12月の桶川市及びことし1月の上尾市の定例議会におきまして、衛生組合議員の選挙が行われ、上尾市、桶川市におきましてそれぞれ4名の新しい議員さんが交代をなされました。

また、ただいま当会議におきまして副議長として推挙されました仲又清美議員におかれましては、副議長就任、誠におめでとうございます。議員の皆様方には、今後とも執行部に対しましての御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちましての行政報告をさせていただきたいと思いますが、1件でございます。管理棟改修工事につきまして資料を配布させていただいておりますので、御覧いただければというふうに思います。

工事につきましては、この資料に記されているとおりでございますので、説明は省略させていただきます、行政報告とさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（新井金作議員） 以上で行政報告を終わります。

△提出議案の報告及び上程

○議長（新井金作議員） 次に、本定例会に管理者から議案の提出がありましたので、御報告いたします。

書記長から朗読願います。

書記長。

〔書記長 矢嶋久司君 登壇〕

○書記長（矢嶋久司君） 提出議案の朗読をいたします。

上桶伊衛第103号

平成30年2月16日

上尾、桶川、伊奈衛生組合議会

議長 新井金作 様

上尾、桶川、伊奈衛生組合

議案の提出について

本会議に付議する議案を次のとおり提出いたします。

議 案 名

- 第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例
- 第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5号議案 平成29年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）
- 第6号議案 平成30年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算
- 第7号議案 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第8号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

以上でございます。

○議長（新井金作議員） ただいま御報告いたしました議案は、お手元に配布しておきましたので御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（新井金作議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第1号議案から第8号議案を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、本定例会において御審議をいただきます第1号議案から第8号議案までにつきまして、順次その概要を説明させていただきます。

初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改

正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議会議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告等を踏まえ、職員の給料及び勤勉手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第5号議案 平成29年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,151万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億694万2,000円としたいので、御提案を申し上げるものでございます。

次に、第6号議案 平成30年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出ともに2億9,950万円とするものでございます。前年度より1億354万5,000円、率にいたしまして25.7%の減額の予算としたところでございます。

予算編成に当たりましては、当組合一般会計の主たる財源が構成市町の負担金であることを十分に踏まえ、中長期的な視野を見据え、最少の経費で最大の効果を挙げる財政運営に徹し、歳出全般にわたる効率化をより一層向上させるとともに、創意工夫を凝らした施策展開を図ることを基本的な考え方といたしました。

次に、第7号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてにつきましては、埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることに協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第8号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてにつきましては、平成30年4月1日から入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせ

ていただきます。

○議長（新井金作議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

事務局長。

〔組合事務局長 知久行洋君 登壇〕

○組合事務局長（知久行洋君） それでは、第1号議案から第8号議案までにつきまして、順次補足説明をさせていただきます。

初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

なお、改正に伴います当衛生組合の条例は、桶川市に準拠した形となっております。桶川市におきましては、平成29年9月議会にて議決を得ているところでございます。

改正に伴います提案理由といたしましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容の全体構成につきましては、一部改正の条例が3つございます。これから順次、御説明をさせていただきます。

初めに、第1条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正でございます。例規集では449の29ページからとなります。

第1条につきましては、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第2条において、この後御説明いたします第3条の改正規定でございます。上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部改正において項の繰り下がりが発生することにより、引用文の整理が必要となったものでございます。

続きまして、第2条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開条例の一部改正でございます。例規集では401ページからとなります。

第2条につきましては、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第7条において、こちらも第3条の改正規定でございます。上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部改正において、個人情報の定義が改正されることを受けまして、同様に改めるものでございます。

続きまして、第3条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部改正でございます。例規集では430ページからとなります。

新旧対照表中の改正内容につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、2ページの第1条の改正につきましては、個人情報の定義を行政機関の保有する個

個人情報の保護に関する法律とあわせるため、なお、この後の第3条、第5条、第11条、第14条、第15条、第21条、第24条、第25条、第28条、第29条、第31条及び第33条の改正も同様の趣旨でございますので、個別の説明につきましては割愛させていただきたいと存じます。

次に、3ページから4ページまでの第2条の改正につきましては、地方公共団体の個人情報保護条例において、個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である旨、国で検討されまして、あわせまして助言を受けたことから、個人情報の定義について改正を行うとともに、新たに個人識別符号及び要配慮個人情報についての定義を加え、以下の号について繰り下げを行うものでございます。

次に、4ページから5ページまでの第6条の改正につきましては、これまでの収集等が原則禁止されてきた改正前の第1号から第3号までの情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要配慮個人情報に包含されるため、各号列記を削りまして、要配慮個人情報に集約するものでございます。

次に、6ページの第23条の改正につきましては、第2条の改正において、さきに電磁的記録の定義がされたため、字句の整理を行うものでございます。

次に、8ページの第38条の改正につきましては、さきの第2条の改正において号の繰り下げが生じたため、引用部分の整理を行うものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行日につきましては、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で第1号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、議会議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

それでは、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を御覧いただきたいと思います。

今回の改正は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会の給与等に関して行った勧告に基づき、職員給与改定を実施するため、職員に準じ議会の議員の期末手当の支給割合を引き上げる改正となるものでございます。例規集では1,231ページからとなります。

初めに、第1条は、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第5条第2項におきまして、12月に支給する議会の議員の期末手当の支給月数を現行の100分の222.5から100分

の232.5に、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条につきましては、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第5条第2項におきまして、平成29年4月1日以降に支給する議会の議員の期末手当の支給月数を、6月においては現行の100分の207.5から100分の212.5へ、12月においては平成29年12月の100分の232.5から100分の227.5に改定するものでございます。

続きまして、附則でございしますが、第1項は、この条例は平成30年3月1日から施行いたしますが、平成30年度以降の改正規定であります第2条につきましては、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

次に、第2項は、第1条の規定による改正後の条例、第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項につきましては、この条例による平成29年12月1日以降に支払われた期末手当については、この条例による改正後の規定に基づいた期末手当の内払いとみなし、差額分のみを追加支給するための規定でございます。

以上で第2号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

それでは、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を御覧いただきたいと思います。

改正内容は、先ほどの第2号議案と同様でございます。例規集では1,301ページからとなります。

初めに、第1条は、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第2条第2項におきまして、12月に支給する管理者の期末手当の支給月数を現行の100分の222.5から100分の232.5に、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条につきましては、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第2条第2項におきまして、平成30年4月1日以降に支給する管理者等の期末手当の支給月数を、6月においては現行の100分の207.5から100分の212.5へ、12月においては平成29年12月の100分の232.5から100分の227.5に改定するものでございます。

続きまして、附則でございしますが、第1項は、この条例は平成30年3月1日から施行いた

しますが、平成30年度以降の改正規定であります第2条につきましては、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

次に、第2項は、第1条の規定による改正後の条例、第2条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項につきましては、この条例による平成29年12月1日以降に支払われた期末手当については、この条例による改正後の規定に基づいた期末手当の内払いとみなし、差額分のみを追加支給するための規定でございます。

以上で第3号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告等を踏まえ、職員の給料及び勤勉手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

その具体的内容につきましては、4号議案補足資料1ページを御覧いただきたいと思います。

人事院及び埼玉県人事委員会の勧告の概要及び当組合の給与改定の概要となっております。国、埼玉県、上尾、桶川、伊奈衛生組合の改定内容を一覧表にまとめたものでございます。

2ページから4ページにつきましては、新旧の給料表を掲載させていただいたものでございます。

今回、平成29年度の上尾、桶川、伊奈衛生組合の給与改定に当たりましては、人事院及び埼玉県人事委員会の勧告内容のうち、月例給、職員手当等の引き上げにつきまして、人事院勧告等を尊重し、実施することとしたものでございます。

給与改定の概要といたしましては、大きく2点ございまして、1点目は月例給の引き上げ、2点目は勤勉手当の引き上げでございます。

月例給は、平成29年4月1日に遡って適用されるものでございます。勤勉手当は平成29年12月1日に遡って適用され、また、平成30年4月1日から6月及び12月の勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

改定による影響額は、年齢の高い職員の方が多くなっておりますが、改定率で見た場合は、若年層の職員に手厚い改定内容となっております。

続きまして、議案の内容について説明をさせていただきます。例規集では1,326ページからとなります。

それでは、議案書の新旧対照表の内容につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、議案 1 ページ、改正条例第 1 条でございますが、新旧対照表の第17条の 7 第 2 項第 1 号におきまして、12月に支給する再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を現行の100分の85から100分の95に、同項第 2 号におきましては、12月に支給する再任用職員の勤勉手当の支給月数を現行の100分の40から100分の45にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、改正条例第 2 条でございますが、別表の給料表を改めるもので、議案 2 ページから 4 ページに改定後の給料表を掲載しております。

給与改定の趣旨といたしましては、人事院等による民間事業所の調査結果に基づき、公務員給与水準が民間企業よりも低水準となっているため、特に民間企業との差がある初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度を改定し、そのほかそれぞれ400円を基本に引き上げ、給料表の平均改定率は0.2%となるものでございます。

次に、議案 5 ページの改正条例第 3 条につきましては、新旧対照表の第17条の 7 第 2 項第 1 号におきまして、再任用以外の職員の平成30年度以降の勤勉手当の支給割合を変更するものでございまして、6 月期、12 月期ともに100分の90に改定し、同項第 2 号において、再任用の平成30年度以降の勤勉手当の支給割合を変更するものでございまして、6 月期、12 月期ともに100分の42.5に改定するものでございます。

続きまして、附則の内容でございますが、第 1 項は施行期日の規定となり、この条例は平成30年 3 月 1 日から施行いたしますが、平成30年度以降の改定規定であります改正条例第 3 条につきましては、平成30年 4 月 1 日から適用するものでございます。

次に、第 2 項第 1 号は、改正条例第 1 条の勤勉手当の改正は、平成29年12月 1 日から適用するものでございます。

次に、第 2 項第 2 号は、改正条例第 2 条の給料表の改正は、平成29年 4 月 1 日から適用するものでございます。

次に、第 3 項におきましては、平成29年 4 月 1 日前に昇格や降格により職務の級の変更があった職員については、給料表の改定に伴う昇格等の際の号給の対応関係の変更により、改正後の給与条例により昇格等をしたものが有利な場合については、先に昇格等をした職員が後に昇格等をした職員と比較して号給の決定で不利が生じることがあり、好ましくないため、改正後の給与条例の規定により、昇格等をした場合等の均衡を考慮してこれを調整するために、管理者が必要な調整をすることができるとしたものでございます。

なお、今のところ、当組合においては該当者はおらない状況でございます。

最後に、第 4 項におきましては、この条例による改正前に支給された平成29年 4 月 1 日以

降に支払われた給与、または平成29年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた勤勉手当については、この条例による改正後の規定に基づいて支払われた給料の内払いとみなし、差額分のみを追加支給するための規定でございます。

以上で第4号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第5号議案 平成29年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、年度末に当たり、歳入歳出について最終的な調整を行った結果に基づき、補正をお願いするものでございます。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

平成29年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,151万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億694万2,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるということでございます。

次の2ページ及び3ページでございますが、第1表 歳入歳出予算補正となっておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書で御説明をさせていただきます。

8 ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正前の額1億250万円から補正額1,166万1,000円を減額いたしまして、計9,083万9,000円とするものでございます。総務費及び事業費におきまして執行残が生じたことによりまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

平成29年度末の財政調整基金の残額は、約1億2,273万1,000円となる見込みでございます。

2目弁償金15万1,000円につきましては、原子力事故に伴う東京電力ホールディングス株式会社からの損害賠償金を新たに計上するものでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正前の額649万5,000円から補正額4,000円を増額いたしまして、計649万9,000円とするものでございます。

1節報酬におきまして、構成替えにより在籍日数が重複いたしますことから、支給日数が増えたことにより、不足分が生じたことによるものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額 2 億2,665 万3,000 円から補正額401 万4,000 円を減額いたしまして、計 2 億2,263 万9,000 円とするものでございます。

再任用職員 1 名の減がありましたことから、2 節給料261 万6,000 円、3 節職員手当等41 万4,000 円及び19 節負担金、補助及び交付金45 万1,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

3 節職員手当等の勤勉手当29 万9,000 円の増につきましては、29 年人事院勧告に伴い、支給月数の改定による不足額が生じたことによるものでございます。

次に、14 節使用料及び賃借料53 万3,000 円の減額につきましては、給与システムの入札による執行残でございます。

続きまして、10 ページをお開きいただきたいと存じます。

3 款事業費、1 項事業費、1 目し尿処理費、補正前の額 1 億4,674 万2,000 円から補正額750 万円を減額いたしまして、計 1 億3,924 万2,000 円とするものでございます。

13 節委託料において、脱水汚泥等処理委託のし渣の処理委託料が、予定数量より少なかったことにより減額するものでございます。

以上で第 5 号議案の補足説明とさせていただきます。

続きまして、第 6 号議案 平成30 年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。

平成30 年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによるということで、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億9,950 万円と定めるものでございます。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算によるということでございます。

第 2 条、一時借入金でございますが、地方自治法第235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,000 万円と定めるというものでございます。

次の 2 ページ及び 3 ページでございますが、第 1 表 歳入歳出予算となっておりますが、詳細につきましては、6 ページ以降の事項別明細書により御説明をさせていただきたいと存じます。

6 ページ及び 7 ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括でございますが、6 ページは歳入、7 ページは歳出となっております。本年度予算額 2 億9,950 万円、前年度予算額 4 億304 万5,000 円、比較いた

しますと1億354万5,000円の減額でございます。率にいたしまして25.7%の減額予算となっております。

続きまして、8ページ及び9ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合市町負担金でございます。本年度予算額2億9,310万円で、前年度比較99万円、0.3%の減でございます。各市町の負担割合につきましては、組合格約第13条第2項の規定によりまして、平成30年1月1日現在の人口を基準に算定しております。各市町の負担割合につきましては、参考資料として負担金比較表を配布させていただいておりますので御覧いただきたいと存じます。

上尾市でございますが、人口22万8,480人、負担割合65.5774%、負担額1億9,220万7,000円でございます。桶川市でございますが、人口7万5,234人、負担割合21.5933%、負担額6,329万円でございます。伊奈町でございますが、人口4万4,699人、負担割合12.8293%、負担額3,760万3,000円でございます。さらに下段には、本年度と前年度との比較表がございますので、参考にしていただきたいと存じます。

予算説明書の8ページにお戻り願いたいと存じます。

次に、2款の使用料及び手数料、1項使用料、1目財産使用料でございますが、これは自動販売機設置料でございます。行政財産の使用料に関する条例第2条の規定により、3万6,000円を計上したところでございます。

次に、2項手数料、1目処理手数料でございますが、本年度のし尿等の搬入量を平成29年度の状況を踏まえ2万7,800トンと見込み、手数料条例第3条の規定によりまして77万2,000円を計上したところでございます。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございますが、1万3,000円を計上したところでございます。これは、財政調整基金の運用利子でございます。

次に、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、管理棟改修工事が終了したことによりまして、繰り入れを行う事業がございませんので、科目設置の1,000円を計上したところでございます。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと存じます。

5款繰越金でございますが、平成29年度からの繰越金550万円を見込んだところでございます。

次に、6款諸収入でございますが、1項組合預金利子について1,000円を計上したところでございます。前年度と同額でございます。

次に、2項雑入でございますが、本年度予算額7万7,000円で、前年度比較2万3,000円の減額でございます。職員駐車場駐車料6万1,000円につきましては、9台分を計上したところでございます。その他雑入分といたしまして、雇用保険料個人負担分1名分及び電気自動検針用の通信端末装置の消費電力分を計上したところでございます。

続きまして、10ページ及び11ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。本年度予算額640万7,000円でございます。前年度比較8万8,000円、1.4%の減となったところでございます。

初めに、1節報酬及び3節職員手当等でございますが、条例に基づく額で計上したところでございます。

次に、9節旅費でございますが、本年度予算額81万7,000円、前年度比較3万円の減額及び13節委託料でございますが、本年度予算額35万円、前年度比較9万円の減額でございます。減額の理由といたしましては、費用弁償及び会議録作成委託におきまして、議会開催回数を前年度4回から本年度3回を予定いたしまして、議会開催回数の減によるものでございます。

次に、10節交際費10万円、11節需用費2万円及び14節使用料及び賃借料44万円につきましては、前年度と同額を計上させていただいたところでございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。本年度予算額1億1,147万1,000円でございます。前年度比較1億1,518万2,000円、50.8%の減となったところでございます。減額の主な要因といたしましては、管理棟改修工事が終了することによりまして、工事請負費の計上がなくなったことによるものでございます。

初めに、1節報酬でございますが、情報公開審査会委員報酬として、前年度同額の4万5,000円、情報公開・個人情報保護審議会委員報酬として、前年度同額の5万4,000円を計上したところでございます。

次に、2節給料でございますが、特別職につきましては、条例に基づく額で計上させていただいております。また、一般職につきましては、定期昇給額を考慮いたしました額で計上したところでございます。

次に、10ページから11ページにございます3節職員手当等でございますが、特別職及び一般職の期末手当並びに勤勉手当につきましては、条例に基づく額で計上いたしております。また、一般職のそのほかの手当でございますが、各手当とも現在支給しております額を基本として必要額を計上したところでございます。

次に、4節共済費でございますが、これは市町村職員共済組合、地方公務員災害補償基金及び再任用短時間勤務職員分の雇用保険料の公的負担分でございます。給与総額に負担率を乗じてそれぞれ計上したところでございます。

次に、7節賃金でございますが、科目設置の1,000円を計上したところでございます。

次に、8節報償費20万円でございますが、前年度と同額でございます。今年度は職員に対するメンタルヘルスに関する研修を計画したところでございます。

次に、9節旅費90万3,000円でございますが、前年度と同額を計上したところでございます。

次に、10節交際費20万円でございますが、前年度と同額でございます。

次に、11節需用費でございますが、本年度予算額302万1,000円で、前年度比較16万9,000円の増額となったところでございます。この主な要因といたしましては、消耗品費の増によるものでございます。

次に、11ページから12ページにございます12節役務費でございますが、本年度予算額は135万円で、前年度比較2万8,000円の減となったところでございます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと存じます。

13節委託料でございますが、本年度予算額479万1,000円で、前年度比較15万6,000円の増額となったところでございます。この主な要因といたしましては、管理棟改修工事が終了したことにより、管理棟清掃委託を新たに見直し、清掃回数がふえたことによるものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額745万3,000円で、前年度比較45万6,000円の減額となったところでございます。この主な要因といたしましては、給与システム保守委託におきまして委託料が確定したことによるものでございます。

次に、18節備品購入費でございますが、科目設置の1,000円でございます。

次に、12ページから13ページの19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額680万5,000円で、前年度比較465万円の減額でございます。この主な要因といたしましては、平成28年度末職員の退職による市町村総合事務組合特別負担金の支出がなくなったことによるものでございます。

次に、27節公課費でございますが、本年度予算額32万7,000円で、前年度比較5万2,000円の減額となったところでございます。主に汚染負荷量賦課金として独立行政法人環境再生保全機構に納付しているものでございます。

続きまして、2目財政管理費でございますが、今年度予算額1,047万円で、前年度比較1,166万円の減額になったところでございます。平成29年度繰越額の2分の1以上の額でござ

います。積み立てにより平成30年度末の財政調整基金の積立額は、およそ1億3,320万円になる見込みでございます。

次に、1項総務管理費、3目公平委員会費並びに2項監査委員費でございますが、それぞれ前年度と同額で計上させていただきました。

続きまして、14ページ及び15ページを御覧いただきたいと存じます。

3款事業費、1項事業費、1目し尿処理費でございますが、本年度予算額1億7,009万6,000円で、前年度比較2,335万4,000円、15.9%の増となったところでございます。

初めに、11節需用費でございますが、消耗品費におきましては、高分子凝集剤等の薬品などを購入しておりまして、本年度予算額756万9,000円、前年度比較304万7,000円の減額となったところでございます。主な要因といたしましては、中低濃度活性炭塔に腐植質系の充填剤を導入しましたことから、脱臭剤の薬品の購入がなくなったことによるものでございます。

次に、燃料費でございますが、本年度予算額1万5,000円で、前年度と同額でございます。

次に、光熱水費でございますが、本年度予算額2,976万円で、前年度比較223万1,000円の増額となったところでございます。この主な要因といたしましては、電気の1キロワットアワー当たりの単価が1円50銭上昇したことによるものでございます。

次に、修繕料でございますが、本年度予算額6,980万円で、前年度比較2,439万円の増額となったところでございます。本年度予定させていただいております主な整備を申し上げますと、砂ろ過塔のろ材交換のろ過器整備として2,330万円、硫酸バンドタンク整備として1,250万円、汚泥を脱水するため、汚泥と薬品を混和させる設備のⅠ剤Ⅱ剤混和槽の整備として1,090万円、前処理スクリーン本体の破損による整備の前処理器整備として710万円、ポンプ整備として705万円等の修繕工事を予定しております。また、その他修繕といたしまして、緊急対応のため500万円を計上したところでございます。

次に、14ページから15ページにございます13節委託料でございますが、本年度予算額4,762万1,000円、前年度予算額6,264万2,000円、前年度比較1,502万1,000円の減額となったところでございます。この主な要因といたしましては、脱水汚泥等処理委託において平成29年度実績により、搬出量が減少したことによるものでございます。

委託の内容につきましては、脱水汚泥等処理委託以外の定例的な委託業務といたしましては、槽清掃処分委託、計測機器保守委託、活性炭交換委託、電気設備保守委託等を計画したところでございます。

次に、15ページの工事請負費でございますが、本年度予算額1,510万円を計上したところで

ございます。

工事請負費の内容でございますが、引き込みをしております高圧ケーブルの耐用年数が過ぎたことによりまして、高圧ケーブルの引き込み更新工事として870万円、2号井戸におきまして、ストレーナーの破損により井戸の壁が崩れるのを防止するための工事として、2号井戸の二重ケーシング工事640万円を計画したものでございます。

次に、16節原材料費でございますが、前年度と同額の10万円を計上したところでございます。

次に、18節備品購入費でございますが、科目設置の1,000円を計上したところでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額13万円で、前年度と同額でございます。環境保全協力金ということで、沈砂などの処分をお願いしている処分場の所在地の自治体にお支払いいたしまして、地域の環境保全対策等に活用していただいているものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目利子でございます。本年度予算額1万円で、年度当初の運用資金流用に対する利子分を計上したところでございます。前年度と同額でございます。

次に、5款予備費でございます。本年度予算額28万7,000円で、前年度比較3万1,000円の増額となったところでございます。

なお、16ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上が第6号議案の補足説明でございます。

続きまして、第7号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、御協議いただきます内容について補足説明をさせていただきます。

例規集では2,401ページからとなります。

提案理由といたしましては、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、組合規約の変更をしようとするときは、地方自治法第286条第1項の規定により、関係する地方公共団体の協議により、都道府県知事の許可を受けなければならないことになっております。このたび埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

変更の内容につきましては、ただいま御説明いたしました入間東部地区衛生組合を脱退させるものでございます。

なお、入間東部地区衛生組合の脱退した後の埼玉縣市町村総合事務組合の団体数は、95団体となる予定でございます。

以上で第7号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第8号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更につきまして、御協議いただきます内容について補足説明をさせていただきます。

例規集では4,201ページからとなります。

提案理由といたしましては、第7号議案で御説明させていただきましたが、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、組合規約の変更をしようとするときは、地方自治法第286条第1項の規定により、関係する地方公共団体の協議により、都道府県知事の許可を受けなければならないことになっております。このたび平成30年4月1日から入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

変更の内容につきましては、協議書を御覧いただきたいと存じます。

別表第1及び別表第2、第4条第1号に掲げる事務の項、組合、市町村の欄中、「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で第8号議案の補足説明でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、第1号議案から第8号議案までの補足説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（新井金作議員） 以上で提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（新井金作議員） 暫時休憩いたします。休憩中、質疑、討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午前11時07分）

○議長（新井金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

△提出議案に対する質疑、討論、採決

○議長（新井金作議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、発言を許します。

5 番、佐藤正廣議員。

○5 番（佐藤正廣議員） 桶川の佐藤でございます。

6 号議案の14ページ、し尿処理費13節の委託料に関して、脱水汚泥処理委託を行っているということで、これは今年度からということなので、この処理方法ですとか処理量、委託業者などの詳細について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（新井金作議員） 5 番、佐藤正廣議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

事務局長。

○組合事務局長（知久行洋君） 佐藤正廣議員さんから、6 号議案、事業費13節委託料の脱水汚泥等処理委託の詳細について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

脱水汚泥等処理委託につきましては、当組合では、平成28年度まで脱水汚泥及び搬入し尿の夾雑物であるし渣を焼却しておりましたが、平成29年度より脱水汚泥とし渣を外部搬出ししております処分委託でございます。外部に処分委託をしております。脱水汚泥につきましては、埼玉県寄居町にございます彩の国資源循環センター内の民間事業者2社にお願いしております。乾燥または発酵いたしまして有機肥料としてリサイクルをしているところでございます。処理量といたしましては、年間1,400トン进行計画しているところでございます。搬入し尿の夾雑物であるし渣につきましては、脱水汚泥と同様の埼玉県寄居町にございます彩の国資源循環センター内の民間業者2社にお願いしております。焼却後、路盤材の原料として再利用をしているところでございます。処理量といたしまして、年間58トン进行計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井金作議員） 以上で、5 番、佐藤正廣議員の質疑を終わります。

続いて、7 番、新島光明議員。

○7 番（新島光明議員） 議席番号7 番、桶川市選出の新島でございます。

大変時間が押し迫った中、ちょっと3 点ほどお聞きさせていただきたいと思います。

まず、1 点目でございますけれども、第4 号議案の職員の給与及び諸手当の一部改正の関係ですけれども、今回の改正について云々というのではございません。当組合員の給与及び諸手

当等の基準というか、一部事務組合等の場合、職員手当がなかなか整っていないことから、近隣の自治体の基準を準用するということもあるように伺っているんですけども、当組合の場合は独自の基準なのか、それとも関係する2市1町いずれかの給与等の基準を参考にしているのかを、まず1点お伺いいたします。

2点目は、第6号議案の関係でございます。

ページでいうと8ページの処理手数料の関係になるのかなというふうに思うんですけども、公共下水道事業が進む中での当組合事業経営の将来的見通し及びし尿の公共下水道への投入の可能性についてお伺いをさせていただきます。

公共下水道の整備が進む中で、し尿くみ取り量も減少してくるというふうに思うんですけども、量自体が減っても、施設の維持費等はし尿のくみ取り量の減少に比例して少なくなるといったことではないというふうに思う中で、施設の老朽化による施設更新費用の増大も将来的には想定されます。

一方、当組合に隣接して終末処理場がございますけれども、他の自治体等では、し尿の公共下水道への投入の検討が始まったり、既に投入が実施されているところもあるやにお伺いしております。そこで、当組合事業を将来的に見通すと、公共下水道への投入の可能性及び検討している場合はその検討状況、そして問題点等を既に把握していらっしゃいましたならば、お伺いをするものでございます。

2点目は、同じ6号議案の中で、10ページ以降になるかと思えますけれども、総務管理費に多分該当になるのではないかと思いますけれども、当組合の情報発信の視点から、ホームページの改善についてお伺いをするものです。当組合のホームページを、今回組合の議員になって初めて、大変申しわけないですけども、ホームページを見させていただきますと、大変シンプルですね。お知らせがないのか、書くことがないのかわからないんですけども、他の組合はそれなりに組合の役割等を市民にお知らせしている場合もあるやにお伺いしています。

また、議会の視点でも、議員紹介だけではなく、何が議論されたか等も掲載をしているところがほとんどでございます。改善をする必要があると思えますけれども、そういう改善の観点に立ってその組合としての見解及び今後の予定についてお伺いをして、1回目の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（新井金作議員） 7番、新島光明議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

事務局長。

○組合事務局長（知久行洋君） 新島光明議員さんから３点ほど御質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

１点目の当組合の職員の給与及び諸手当の受給基準につきましてお答えしたいと思います。

当組合の給与体系におきましては、昭和39年の組合創設以来、桶川市の給与体系と同じということで例規整備をさせていただいておりますことから、当組合職員の給与及び諸手当の支給基準は、桶川市と同様の支給基準となっているものでございます。

続きまして、２点目の公共下水道事業が進む中での当組合事業経営の将来的見通し及びし尿の公共下水道への投入の可能性についてお答えしたいと思います。

組合の事業経営の将来的見通しにつきましては、公共下水道人口に対する普及率は、平成29年４月１日現在におきまして、上尾市が81%、桶川市が73.9%、伊奈町が70.5%でございまして、普及率は年々微増でございますが、組合に搬入されます生し尿及び浄化槽汚泥は、生し尿が減少傾向、浄化槽汚泥はほぼ横ばいの状況でございます。

このような中、施設におきましては、現在使用しております施設が建設後26年経過しているところでございます。施設におきましては、年数が経過すれば施設の更新、大規模改修というものに進んでいくものと考えられますが、平成29年度に精密機能検査を実施したところでございまして、速報といたしましては、維持管理状況及び処理機能状況とも支障のない状況とすることでございます。

当衛生組合の施設の立地状況は、市街化調整区域でございますので、流域関連公共下水道認可区域内に認可されることは難しい状況でございますが、これらの施設は下水道が普及してきましても、規模は別といたしまして、やはりなくすことはできない施設でございます。当組合におきましては、当面施設の延命化を図り、施設の維持に努めながら、多少ではございますが、構成市町の負担軽減に努めてまいりたいと考えておりますが、今後行われます３年ごとの精密機能検査の状況、あるいはそれらに伴います修繕等の状況を注視してまいりまして、正副管理者、構成市町の参与と十分協議させていただき、組合、議会の協力を仰ぎながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

し尿の公共下水道への投入の可能性につきましては、隣接の県営公共下水道荒川左岸広域処理場に接続し、し尿を処理できませんかとの御質問でございますが、くみ取りし尿の荒川左岸北部流域下水道、元荒川水循環センターへの接続につきましては、下水道は水循環基準を達成し、維持するために、県が水域ごとに下水道法に基づく流域別下水道総合計画を策定し、県と市町村が一体となって下水道整備を進めております。

埼玉県におきましても、流域別下水道整備総合計画を策定し、下水道整備を進めておりまして、その総合計画によりますと、上尾市は荒川左岸南部、桶川市は荒川左岸北部、伊奈町は中川流域下水道と流域が異なっております。また、埼玉県におきましては、し尿処理場からの流域下水道への受け入れ基準を定めており、その受け入れ基準としては幾つか条件がございます。

その条件でございますが、①といたしまして、し尿処理場が流域関連公共下水道認可区域内に位置すること、②といたしまして、し尿処理場からの処理水は公共下水道と接続すること、③といたしまして、し尿処理対象区域の下水道普及率が80％を超えていること、④といたしまして、処理水の水質は公共下水道管理者が定める下水道条例に基づく排除基準値以下とすること、⑤といたしまして、し尿処理場が老朽化等により改築の必要があること、⑥といたしまして、流域下水道管渠及び流域下水道終末処理場の能力に余裕があること等でございます。

以上のことから、接続条件を満たすためには、公共下水道認可区域であること、公共下水道の接続点がないこと、下水道普及率が80％以上及び処理水を排除基準値以下にすることなどがございますので、流域の問題とあわせまして、現在での接続は難しいものと考えているところでございますが、接続が可能になった時点におきまして改めて検討したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3点目の組合のホームページの改善について御質問でございますが、現在の当組合のホームページは、平成15年度に開設して以来、競争入札参加希望者への資格審査等に関する情報サイトとして運用しております。しかしながら、昨今の情報検索の手法にインターネットを利用した手法が定着しておりますことから、当組合におきましても、積極的に情報を発信する必要があると認識しているところでございます。ホームページの改善につきましては、情報の探しやすいさ、サイトの使いやすさ等がございますので、内部で十分な検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井金作議員） 7番、新島光明議員。

○7番（新島光明議員） すみません、再質問ではございません。要望ということで、ちょっとお願いしたいのが1点あります。

ホームページの改善の関係なんですけれども、ぜひ他の一部事務組合等も積極的に参考にさせていただきたいのと、例えば、先ほどの議案提案の補足説明の際にも、例規集の何ページという御説明があったんですけれども、例規集あるのと、手元にもない中で、ちょっとできればホームページにあれば、別に1冊ずつ支給する必要性もありませんので、そういう面でもさまざま

まな情報をホームページ上にぜひ載せていただきたいと、これは結構前から内部で十分な検討をさせていただきたいという御答弁もいただいているんですけれども、より積極的にということをお願いしたいということで、要望ということでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（新井金作議員） 以上で、7番、新島光明議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井金作議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井金作議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新井金作議員） 起立全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新井金作議員） 起立全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新井金作議員） 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新井金作議員） 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案 平成29年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新井金作議員） 起立全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案 平成30年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新井金作議員） 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新井金作議員） 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新井金作議員） 起立全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

△議員派遣の件

○議長（新井金作議員） この際、地方自治法第100条及び会議規則第163条の規定により、議員の派遣の件を議題とします。

先進地行政視察のために、平成30年7月5日から6日まで富山県上市町及び氷見市へ、岡安政彦議員、戸口佐一議員、齋藤照夫議員、大室尚議員、佐藤正廣議員、前島るり議員、新島

光明議員、糸井政樹議員、青木久男議員、仲又清美議員、池野耕司議員並びに私の12名を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井金作議員） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（新井金作議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、御提案申し上げました平成30年度の当初予算を初めとした議案につきまして、議員の皆様には熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

最後になりますが、まだまだ寒さが続き、各市町の3月定例議会を間近に控えておりますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（新井金作議員） 以上をもちまして、平成30年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

午前11時55分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 新 井 金 作

議 員 大 室 尚

議 員 池 野 耕 司

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

管理者提出のもの（８件）

議 番	案 号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
1		上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例	3 0 2. 1 6	3 0 2. 1 6	原案可決
2		上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	3 0 2. 1 6	3 0 2. 1 6	原案可決
3		上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3 0 2. 1 6	3 0 2. 1 6	原案可決
4		上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3 0 2. 1 6	3 0 2. 1 6	原案可決
5		平成２９年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第２回）	3 0 2. 1 6	3 0 2. 1 6	原案可決
6		平成３０年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算	3 0 2. 1 6	3 0 2. 1 6	原案可決
7		埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	3 0 2. 1 6	3 0 2. 1 6	原案可決
8		埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	3 0 2. 1 6	3 0 2. 1 6	原案可決